

平成10年第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成10年5月28日開会
平成10年5月28日閉会
(本会議)

厚 岸 町 議 会

平成10年 厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録		
召 集 期 日	平成10年 5 月 28 日	
召 集 場 所	厚岸町議事堂	
開催日時	開 会	平成10年 5 月 28 日 午前10時00分
	閉 会	平成10年 5 月 28 日 午前11時57分

1. 出席議員及び欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出 席 ○ 欠 席 ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 ○ 欠 席 ×
1	田 宮 勤 司	○	12	高 橋 敏 晃	○
2	秋 山 之 男	○	13	岩 谷 仁悦郎	○
3	運 上 欽 也	×	14	木 村 正 弘	○
4	稲 井 正 義	○	15	真里谷 誠 治	○
5	音喜多 政 東	○	16	安 達 由 圃	○
6	中 川 孝 之	○	17	菊 池 賛	○
7	松 岡 安 次	○	18	谷 口 弘	○
8	中 屋 敦	○	19	室 崎 正 之	○
9	鹿 野 昇	○	20	塚 田 丈太郎	○
10	菅 江 広	×	21	高 畠 一 美	○
11	小 澤 準	○	22	舟 山 正 弘	○
以上の結果、出席議員 20名 欠席議員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	君 澤 英 二	議 事 係 長	板 屋 英 志
--------	---------	---------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	澤 田 昭 夫	教 育 長	小野寺 英 樹
助 役	鈴 木 英 世	教育委員会管理課長	藤 田 稔
総 務 課 長	大 沼 隆	教育委員会社会教育課長	大 野 繁 嗣
企 画 課 長	福 田 美樹夫	監査事務局長	大 平 裕 一
財 政 課 長	黒 田 庄 司	農業委員会事務局長	玉 田 勝 幸
町 民 課 長	澤 向 邦 夫	教育委員会体育振興課長	太刀野 康 夫
福 祉 課 長	斉 藤 健 一	病院事務長	徳 村 正 隆
生活環境課長	佐 藤 昇	梅香町支所長	宮 川 直 紀
税 務 課 長	大 野 榮 司		
農 林 課 長	西 野 清		
水 産 課 長	北 村 誠		
商工観光課長	田 辺 正 保		
管 理 課 長	深 山 眞		
建 設 課 長	山 崎 国 雄		
監 査 委 員	松 見 幸 男		

1. 会議録署名議員

4 番	稲 井 正 義	番	
5 番	音喜多 政 東	番	

1. 会 期

5月28日から 5月28日までの 1日間（休会 日、なし）

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顚末

別紙のとおり

厚岸町議会第1回臨時会議事日程

(10・5・28)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		行政報告
第 4		例月出納検査報告
第 5		水産振興対策調査特別委員会道内外行政視察報告書
第 6		災害、被害調査の外、議会として全議員を対象に実施する調査への参加承認について
第 7	報告第 1 号	専決処分事項の報告について
第 8	報告第 2 号	専決処分事項の報告について
第 9	報告第 3 号	専決処分事項の報告について
第 10	報告第 4 号	専決処分事項の報告について
第 11	議案第 45 号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第 12	議案第 46 号	工事請負契約の締結について
第 13	議案第 47 号	工事請負契約の締結について
第 14	議案第 48 号	工事請負契約の締結について

議 長	ただいまより、平成10年厚岸町議会第 1 回臨時会を開会いたします。 開会時刻10時00分
議 長	直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、 4 番 稲井議委員、 5 番 音喜多議員を指名いたします。
議 長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご意義ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認めます。 よって本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。
議 長	日程第 3、教育長から行政報告を求められておりますのでこれを許したいと思います。 教育長。
教 育 長	床潭小学校駐車場整備に関わる漁具破損事故について行政報告を申し上げたいと思います。 平成 7 年 7 月 5 日午前11時30分頃、床潭小学校駐車場整備中、付近に置いてあった漁具を誤って破損した事故については、平成 8 年 9 月18日召集の厚岸町議会第 3 回定例会に於いて、「議案第59号 損害賠償の額を定めることについて」をご提案申し上げましたが、内容等に異議があり、なお精査が必要であることから議案を撤回させて頂いたところであります。 その後、教育委員会といたしましては疑意のあった点について調査すると共に、被害者に対して証拠となる資料を再三にわたり求めておりましたが、一向に応じて頂けないまま相当日数が経過していたところ、突如平成 9 年 6 月 6 日寺井一年氏から損害賠償額の支払いを求める催告書が内容証明郵便で届いたのに続き、平成 9 年 6 月17日付けで釧

路簡易裁判所から支払い命令がありましたが、これまでの経過から支払いすることが困難であるため、当裁判所に対して異議申し立てをして、これまで簡易裁判所及び地方裁判所に於いて 6 回の公判が開かれ、口頭弁論及び14件の証拠並びに原告・被告を合わせて 5 人の証人尋問がなされ、平成10年 4 月15日に結審され、 5 月18日の判決となったものであります。

判決の内容であります。が、厚岸町は寺井一年氏に対し損害額 79万1,864円及び平成 9 年 6 月12日から支払日まで年 5 %の割合による金員及び訴訟費用の支払いを求められものであります。

教育委員会といたしましては、さっそく町の顧問弁護士である福岡氏とこの取り扱いについて協議いたしましたところ、福岡弁護士の見解としては高等裁判所に訴訟をし、控訴を続けても同じ様な判決になる可能性は極めて高いと判断せざるをえないことから、厚岸町は判決に従って損害賠償額の支払いをする事が望ましい、との事でありましたので教育委員会といたしましては、町理事者と協議をした結果、福岡弁護士の意見を尊重し賠償に応じたいと考えております。

なお、賠償に関わる支払額は年利 5 %並びに訴訟費用を除く 79万1,864円は全額保険金で支払われ、これに係る補正予算は次期開催の定例町議会に於いてお願いしたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げ行政報告といたします。

行政報告に対する質疑は厚岸町議会会議運用内規22では、内容の質疑をただす程度にとどめるとありますが、本件は裁判所の判決に関わる行政報告でありますので、これより判決内容に限って質疑を行います。

ありませんか。

(な し)

なければ行政報告に対する質疑を終わります。

日程第 4、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

日程第 5、水産振興対策調査特別委員会道内外行政視察報告書を議題といたします。

水産振興対策調査特別委員会が実施した道内外先進地における行政視察の報告書が、

		今般、委員長から提出されております。
		この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承するにご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。なお、本報告書は理事者宛送付し、今後の議会活動上の参考に供していただくことといたします。
議	長	日程第6、災害、被害調査の外、議会として全議員を対象に実施する調査への参加承認についてを議題といたします。
		本件については、平成10年度中において災害、被害調査の外、議会として全議員を対象に調査を行う必要が生じた場合の参加承認を予め議決するものであります。
		お諮りします。
		本件について、議員の参加を承認することにご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、本件についての議員の参加を承認することに決定いたしました。
議	長	日程第7、報告第1号、専決処分事項の報告について。
		日程第8、報告第2号、専決処分事項の報告について。
		以上2件を一括議題といたします。
		職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
財政課長		財政課長。
議	長	報告第1号、報告第2号 提案理由の説明 (説明内容省略)
		これより質疑を行います。
		7番。
7	番	地方債なんです、昨年度の3月補正予算の時にいろいろ質問させていただきました。あの時の質問の中から借金をして積立金を積んでいく、課長の説明では優良財源という事でございます。しかしながら全国の地方自治体がこういった状況下に置かれて、この様になっていると思いますが、しかしながら原則として借金をして黒字決算にしていく訳

ですから、いつかの年に必ずしわ寄せが来る、こういう事も十分考えられる訳であります。やはり他の自治体と変わった方策、そういった事に対する措置をどの様に持っていくのか、そういった事を今のうちから考えていかなければ、いずれ財政が詰まる時が来るのではなかろうか。このようにも思いますが、非常に苦しい財政の中で自分たちの意志でないにしても、国からこの様に強いられるといいますか、仕向けられてやっていかざるをえない現況に対して、今どうせこうせという事にはならないと思います。そういった事を懸念しながら、一つ二つ質問させて頂きたいと思いますが、8年度末の地方債の現在残高ですね 117億8,100万円、本年度はこの補正の段階で最終的には 123億2,900万円、前年度に対して借金がまた5億4,700万円増えた、こういう結果になってくるわけです。

ここでまず第1点としてお聞きしたい事は、9年度末現在に於ける123億2,900万円のうち、これの償還が交付税でどの程度、大まかでいいですからみられるのか。これはやはり大きなポイントになると思うんですよ。交付税でみてくれると言いながらも、今までの例からみるとその分みてくれた分が交付税が増えているかという、それ程増えていない。国の枠の中でやるから、そうするといわゆる一般経常経費、人件費とか物件費、こういったものに来るべき交付税がそのまま減額されて、これに充当するとすればされているような気がする訳であります。そうしたことが今のこの体制の中でやっていく財政に、先程言ったようにどこかで大きな支障が来ることは間違いないのではなかろうかと、こう思うわけであります。やはりこれに対する、将来に対する対策、こういったものも今からやはり国の言いなりに、仕方がないとしても何だかの厚岸町としての対策を立てていく必要があるのではないかと。

こういった意味から、平成9年度現在高の 123億某の交付税でみられる分はいったいどの位になるのか。これは今細かく出せと言っても出せないと思いますから、概算でいいと思いますけどもどの程度交付税で、いわゆる 100%とか80%とかいうものが出されているわけですから、それに乗っ取っていくとどの程度現在残高のあれが交付税で将来みられていくのか、という事を先ず第1にお聞きしたいと思います。

それから今回 4,710万円のお金を借りて、「地域づくり基金」とかあるいは老人保健特別会計等の充実に回した訳ですが、既にもう支出済みの一般財源を起債で穴埋めする訳ですね。当然決算においてはかなりの不要額が出てきてですね、剰余金が出るとは考えられますが、この見込みは作業段階で、課長は1億円を越して云々と言っていましたけど、

	9年度の決算見込みを大まかでいいですからお知らせを頂きたい。この2点について伺います。
議 長	財政課長。
財政課長	お答えを申し上げます。8年度末の地方債の残高、それから9年度末の地方債の残高、この補正を経まして幾らになるのかというのがB4版の5ページにそれぞれ出ておりまして、今おっしゃるとおり8年度末で117億円程、今回で123億円程の残高になる訳でございます。まだ9年度の決算自体がきちんと固まっておりますので本当に大まかにしか言えませんが、おおむね120億円あるとしましたら、非常にアバウトなんです、1/3が交付税措置の無い起債、おおむね2/3が交付税措置のある起債。ですから交付税措置のある起債が大体80億円程度、一切交付税措置の無いたとえば公営住宅であるとか公有林そういう起債につかましての比率シェアが40億円程、簡単に申し上げますとそういう事になります。120億円の末残これ自体は、全部元金ですので国からいろんな交付税措置が来る場合は元利を交えて来ますんで、この金を返した段階で幾ら国から来るんだと言われましてもそれは出ないんですが、一応おおまかで申し訳ないんですが120億円のうち40億円が交付税の無い起債、80億円が交付税措置のある起債、同じ交付税措置でも交付税措置のパーセンテージがそれぞれ千差万別ではございますが、そういう事になります。
	将来に対する対策でございますが、いくら償還の時に国が何割かを補填するような借金であるといえども、借金は借金でございますし、当然持ち出し分もあります。それらが非常に膨張いたしますと、経常経費的な一般的な運営経費にも当然ながら支障を及ぼす事も可能性としてあり得ますので、今後それらにつきましては起債発行の段階あるいは事業を実施する段階での起債の選別、そういう段階でも出来るだけ有利な優良な起債を出来るだけ優先して適用したい。今後慎重に起債発行の段階では対応対処して参りたい、斯様に存じます。
	2点目でございますが、これらの補正予算をやらせて頂きまして最終的な実質収支、本当に大ざっぱで恐縮なんです但概算ではじいてのによりますと、この補正で7,500万円を地域造りに積んで、残りの実質収支が幾らになるのかというと概ね5,000万円から6,000万円位、道が指導する1億円以内に収まって5,000万円から6,000万円位の実質収支が出るのではないかと財政としての見込みを立ててございます。以上でございます。
議 長	7番。

7 番	そうすると交付税措置のあるものが120億円のうち概ね80億円だと。100%のものもあり、80%のものもある、或いは60%・30%こういったものもありますね。平均にして仮に50%、80億円のうち50%が交付税措置で見られるとすれば40億円、残りの40億円と80億円程度の借金であるというふうに考えていい訳でありますね。それから実質収支の場合、5,000万円から6,000万円といった事でございますが、その中でちょっと気にかかるのはですね、道の指導という事なんです、その1億円の道の指導というのはどういう事なんですか。
議 長	財政課長。
財政課長	前段でご質問ありました80億円計算につきましては、基本的には理論的にはおっしゃるとおり、あくまでもそれは利息の入らない元金ベースでの話だと存じますが、まさしくそういう考えで基本的にはよろしいのではないかと存じます。
	実質収支を1億円超過しないようにというはっきりしたあれではないのですが、北海道の指導がある。これは国が250兆円なりの国債残高を持って国がかなり苦しい状況の中で、地方の方が比較的豊かではないかという議論がございしますが、そういう意味でたとえば北海道の中で財政調整基金をいっぱい持っているとか、実質収支を2億も3億も出すとか、当然我々は営利企業ではございませんでいっぱい残せば良いというものでもありませんし、そういう部分からしてあまりにも実質収支を2億も3億もだすという事になると、道ベースで特別交付税を貰うとか、いろんな補助金を貰うとかそういう段階でも富裕団体に見られかねない部分があります。ですからこの指導は正規な指導ではないのですが、極力出来るものであれば1億以内に収めて実質収支をその範囲でやった方が良いですよ、という指導は何年も前から一応そういう話にはなっております。一応法的にどうか、そういうものではございませんので、あくまでも道の指導という事になります。
議 長	7番。
7 番	本会議でありますのでこれ以上質問は出来ませんので、この辺で締め括りたいと思いますが。私は道の指導が実際におかしいと思うんですよ。剰余金の60%でしたか、財政調整基金に積まなければならないの。50%ですか。財政調整基金に積むわけですよ、2億出ると1億は財政調整基金に積めるわけですよ。これは何に使っても良いというわけにはいきませんね。一応自治法に決められている、財政法に決められている使い道がきちんと有る訳です、地域造りにしてもそうだと思いますけれど。基金に積むことも当

議 長	然あれだし、当然これは積んでいかなければならないわけですよ。ただ私はここで一般財源の剰余金が出ることによって、一般経常支出、人件費とか物件費こういうものが交付税で抑制されてきているわけですから、今までの実際のあれをみますと。この起債は交付税でみますよと、80%みますよ 100%みますよ言ってきても、確かに計算上ではみてるかもしれない。しかし総枠の中ではそういった人件費とか物件費そういったものに充当する交付税が減らされてきているんですよ。これはまだはっきり計算したことが無いから分かんですけど、減らされてきていると思うんですよ。そうするとそれを満たす、満たすと言いますかそういうものを潤沢に回していくためには、繰り越し剰余というものが非常に必要だと思うんですよ。そういう事を分かりもしないで国のご機嫌取りみたいな事を言って、道が正式ではないにしろそういった一役人の考え方の中で地方自治体を指導するなんてとんでもない話だ。私はこう思わざるをえない訳ですね。地方自治体には自治体なりの自主性があってやっている訳ですから。そういった事は今後やはり町長よく考えて、町村会とかそういう所で大いに要望すべきですよ。なんかお役人根性みたいな考え方でもって、何か制限すれば良いという考えを持てると。その生身を見たらそんな事にならないと思うんですよ。それからもう一つには出来るのであれば、来年の1月この決算が出てくる訳ですが、その時にはひとつ起債残高の交付税充当額も確実な数字とは言えませんが、何百万単位程度の数字を出して頂きたい、このように思いますがその点についてお答え願って私の質問を終わります。
	財政課長。 前段のいろんな交付税、交付税で措置するという話で公債費なんかも非常に交付税措置というものがシステムの今も増えているのは事実でございますし、国の交付税の原資である所得税であるとか法人税であるとか酒税であるとか、それらの原資が減っている状況の中では、それらが逆行する事になりますからそのギャップはやはり交付税の中での一般経費ある程度縮減、これはまだ確認はしてありませんがここ数年見ましても、やはり交付税に於ける物件費なり人件費なりに充当するべく一般経費的なものが確かに増えていないことは、感覚的で申し訳ないんですが増えていない様に私も思っております。来年の1月に向けての決算なんですが、それまでに起債残高の交付税の充当額をとということで、極力我々も先程ご質問者がおっしゃられた将来に対する危惧祈念というのもある程度排除する意味でも、出来るだけこの数字をそれまでに出すよう努力をいたしたいと、その様に思いますので宜しく願いいたします。

議 長	他に質疑ありませんか。 (なし) なければ質疑を終わります。 初めに、報告第1号についてお諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、報告第2号についてお諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	日程第9、報告第3号、専決処分事項の報告について。 日程第10、報告第4号、専決処分事項の報告について。 以上2件を一括議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 税務課長。
税務課長	報告第3号、報告第4号 提案理由の説明 (説明内容省略)
議 長	これより質疑を行います。 14番
14 番	国の税制改正に伴う法としてやったものと捉えていいんですね。平均して税金が安くなったのか高くなったのか、そのへんの考えだけお伺いしたいと思います。難しい事はいらないです。
議 長	税務課長。
税務課長	今回の改正につきましては、高くなったというものはございませんけれども、非課税限度額の基準の範囲拡大がなされたという事で、それぞれ非課税の基準が上がったという面が有りますけれども、あとその他につきましては特別土地保有税等につきましても段階が細分化されたという事で今回の関係で高くなったというものはございません。あ

議 長	と規定の整備が主なものでございます。
	いいですか。
	他に質疑ありませんか。
	(な し)
	なければ質疑を終わります。
議 長	初めに、報告第 3 号についてお諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
	ご異議なしと認めます。
	よって、報告第 3 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、報告第 4 号についてお諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
	ご異議なしと認めます。
	よって、報告第 4 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	日程第11、議案第45号、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
	いてを議題といたします。
	職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
	福祉課長。
	議案第45号 提案理由の説明 (説明内容省略)
福祉課長	これより質疑を行います。
	(な し)
	なければ質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり)
	ご異議なしと認めます。
	よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第12、議案第46号、工事請負契約の締結について。
	日程第13、議案第47号、工事請負契約の締結について。
	日程第14、議案第48号、工事請負契約の締結について。
	以上 3 件を一括議題といたします。
	職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長	建設課長。
	議案第46号、議案第47号、議案第48号 提案理由の説明 (説明内容省略)
	これより質疑を行います。
	5 番。
	3 月の予算委員会で私の方から、骨組の部分は鉄骨の部分が分かるんですが、内部的
5 番	に木造の部分をこれからの子供達の成長過程を含めて、木造の部分を使えないかと要望
	させて頂いたんですけど、その件について今回の請負にあたりましてどの様に取り入れ
	られたのかという事と、それに伴って木造というのは最近非常に高価な物になってきて
	いる訳ですけども、当初予算から含めて木造を使った場合どの程度の割り増しと言いま
	すかその範疇で終わったのか、あるいは今後の事も含めて、木造というのはこれからの
議 長	建築にそういうものが取り入れる事が可能なのかどうなのか含めて、そのへんの対応を
	お聞きかせ頂ければと思います。
	建設課長。
	木材の使用でございますけれども、これにつきましては 1 階 2 階の廊下部分・廊下の
	腰壁部分・ 2 階の音楽室の腰壁の部分に木の羽目板を使用しております。また図書室・
建設課長	コンピューター室等の吹き抜けの部分でございますが、その上の部分に木材を使用する
	と供に、会議室それから普通教室の床につきましても木のフローアーを使用しているとい
	う事でございます。ただ今段階で木材を使った場合にどれだけのコストアップになるの
	かという事につきましては、相対的な事もありますので全部で比較しなければ、今あき
	らかなコストの関係については出ておりませんけども、これからにつきましても私共と
議 長	しましては予算の関係もありますんで、それらと見比べながら使える所については使っ
	ていきたいと思っております。ただ、いま木材本体はすごく安いんですけど、それに
	加工手間等が入りますと相当一般的な建設資材よりも高くなるという事もございます。
	我々の方としましては今後につきまして、それらについても十分に検討しながら有効に
	木材の利用を図っていきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

議 長	5 番	5 番。ほかの公共事業に於いても、他の市町村に於いても非常に最近木材を使うとなると、今言われたとおり原木は非常に安いんですが、それを加工して、最近加工技術が高度になりましてかなり強固に鉄筋コンクリートというかそれに匹敵するくらいの強度の耐用年数を持つ物が出来てると聞いてございます。各自治体に於いてもですねそういう公共事業に対しての取り入れ方が非常に多くなってきております。そんな事からして特に子供達の成長過程に於いて、あるいは環境的なものから人間に優しいといえますか人工的なものではなくて、自然体の中での教育あるいは育て方について、非常に学校あるいは幼稚園を含めてそういう所に配慮されてきております。今回、今までも従前そうであったんでしょうけれども、特にこういった所にご配慮頂いた事について私は敬意を表したいと思います。今後ともこういった事を考慮出来ればなと考えてございます。答弁はいりませんが私からの質問とお礼に変えたいと思います。
議 長	1 番	他にございませんか。 1 番。今まであまり論議されていないんですど、予算の段階で論議するべきだと思うんですがね、もう設計書が出来上がってこれから工事に取にかかろうというような段階での論議ではないんで参考までにお聞きかせ頂きたいんですが。平面図しか出てこないんでね、この立体図は無いあるいは完成予想図は無いと、どういう学校を造ろうとしているのかね外観それはどうなんですか。あなた達はどの様に考えていたの最初、向こう任せ、どうなの。
議 長	教育委員会 管理課長	教育委員会管理課長 学校のイメージにつきましては、地元と十分協議しながら何回も打ち合わせ、地元のPTA・先生方ともやってございますけれども、そこでいろいろな出来るだけ予算の関係もありますが、出来るだけ希望を取り入れた形の中でこの様な平面図に落ち着いたという内容でございます。立体図につきましてはイメージでやってあれしてますけれども、具体的な図面化したものは実際には私共は見えておりません。
議 長	1 番	1 番。 そうすると外観的にどの様な学校が出来るかというのは全然分かんない訳だ。あなた方も、そんな馬鹿な話ないんでないの。そっちの方はどういうふうに考えているんですか。

議 長	建設課長	建設課長。 今までの関係につきましては位置図・配置図・平面図で終わっておりますので、もう設計も出来ておりますんで立面図もすでに出来ております。こういうものでありますと、その立面図を付けるのが完成図ですね、それを付けるのが一番見やすくて良いのかなと思いますけれども、説明の段階で今まで平面図までの説明に止めておりますので私共も付けておりませんけども、今後大型の校舎等で立面図等が必要であれば付けると一番どの様な格好に出来上がるのか、という事もございますんでそれらについても今後添付するように努力していきたいなと思っております。
議 長	1 番	1 番。 それでは困るんですよ。今までさっきも言った様に予算の段階できちんと論議をやるべきだったというふうに思うんですがね、もう設計書が出来上がってこの段階でどうだこうだというふうにはならないと思うが、今の答弁を聞いているとどの様な格好が出来するのかさっぱり分からない訳ですよ、言ってみれば。教育委員会だってどういう学校を造ろうという様に中身もしっかりしたものが必要だろうし、外から見てもなるほどという様な学校が必要なのではないのでしょうか。最近の学校は学校だかなんだかよく分からないようなものが有りますよね。随分奇^{てら}を銜った様な学校も有りますけれども。そのへんをはっきりさせて頂きたい。
議 長		休憩します。休憩時刻11時45分 再開します。再開時刻11時54分 教育委員会管理課長。
教育委員会 管理課長		大変失礼いたしました。イメージでございますけれども、これはアリーナも含めてのイメージでございますけれど、地域的に海の波や水平線をイメージした柔らかな感じの曲線屋根とする、という事でございます。それからグラウンドから見てシフトバックした形となり単調で孤立した形態とならないような工夫をしております。それから高齢者・体の不自由な方々も来校する事がございますので、スロープそれから床の段の解消、トイレには手摺りなどを設ける等、安全性等にも気を配って設計して頂いております。
議 長		他に質疑ありませんか。 (な し) なければ、質疑を終わります。 初めに、議案第46号についてお諮りいたします。

議 長	討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
	次に、議案第47号についてお諮りいたします。
議 長	討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
	次に、議案第48号についてお諮りいたします。
議 長	討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
	以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。
	よって、平成10年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻11時57分
	以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成10年 5 月28日

厚岸町議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____